

■ 大学設置基準による教員の資格

大学における教員

学校教育法 第92条

大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならぬ。

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。



教員資格の詳細：大学設置基準 第14条～第17条

■ 大学設置基準による教員の資格

大学における教員

大学設置基準 第14条～第17条

	学位	業績	教員経歴	技能・専攻分野の能力
教授	博士の学位 専門職学位	研究上 実務上	大学の教授・ 准教授・専任講師	芸術・体育等特殊な技能 特に優れた知識及び経験
准教授	教授の資格 修士の学位 専門職学位	研究上	大学の助教又は これに準ずる職員 研究所、試験所、 調査書等に在職	優れた知識及び経験
講 師	教授・准教 授の資格	—	—	大学における教育を担当 するにふさわしい教育上 の能力
助 教	教授・准教 授の資格 修士の学位 専門職学位	—	—	知識及び経験

大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する